

国立大学法人神戸大学と神戸市との連携に関する協定書

港都神戸に位置する国立大学法人神戸大学（以下「甲」という。）と神戸市（以下「乙」という。）は、広く世界に開かれた視野を持ち、新たな価値をつくる卓越した創造性や時代の変化に挑む柔軟性ある基本姿勢を共有し、震災復興の中で培った組織の枠を超えた連携と、地域社会への貢献をより一層進めるため、本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙がこれまで培ってきた連携事業の成果を生かし、地域の課題に迅速かつ適切に対応し、活力のある個性豊かな地域社会の形成、発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 地域振興，地域課題の解決に関すること。
- (2) 科学技術，産業振興に関すること。
- (3) 国際交流の推進に関すること。
- (4) 教育の推進，人材育成に関すること。
- (5) 地域保健医療の推進に関すること。
- (6) 防災，減災に関すること。
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

2 前項に掲げる事項について具体化を図るために必要がある場合には、本協定の目的に則して、特定の事項に関する協定を締結することができる。

（既存協定等の取扱い）

第3条 本協定の締結前に甲と乙との間で取り交わした協定等（それぞれの構成下部組織が締結した協定等を含む）は、前条第2項の規定に基づき締結されたものとみなす。

（連絡調整）

第4条 前条の連携協力を円滑に進めるため、甲・乙それぞれに総合窓口を設置する。また、甲と乙との間で定期的な連絡調整を行うものとする。

（守秘義務）

第5条 甲と乙は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(有効期間)

第6条 本協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は協定締結の日から3年後の日が属する年度の末日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日から2ヶ月前までに甲又は乙から異議の申し出のないときは、さらに3年間更新するものとし、その後も同様とする。

(疑義の決定)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、署名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成25年5月24日

甲
神戸市灘区六甲台町1番1号
国立大学法人神戸大学長

乙
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市長